

規制の事前評価書要旨

【別紙4-3】

法律又は政令の名称	感染症の予防及び感染症の患者の医療に関する法律等の一部を改正する法律案
規制の名称	感染症発生・まん延時における国・都道府県の総合調整権限等の強化等
規制の区分	新設
担当部局	厚生労働省健康局結核感染症課、予防接種担当参事官室 医政局地域医療計画課、医事課、医薬産業振興・医療情報企画課 保険局総務課、保険課 新型コロナウイルス感染症対策推進本部戦略班、保健班、水際班
評価実施時期	令和4年9月
規制の目的、内容及び必要性	<p>規制の目的は、必要な保健・医療分野の対応力強化を図ることで、新たな感染症の発生及び全国的かつ急速なまん延から国民の生命及び健康を守ることにある。</p> <p>政府は、新型コロナウイルス感染症の発生後、その時々状況に応じて必要な立法措置や予算措置を講じ、感染拡大防止等の対策に全力で取り組んできたが、感染の急拡大やそれに伴う病床の逼迫等に対し、関係機関が一丸となって、迅速かつ効果的に対応することの難しさも指摘されている。こうした指摘を踏まえ、感染症発生・まん延時における国・都道府県の総合調整権限等の強化等を行うことにより、上記の目的を達成する必要性がある。</p> <p>規制の内容は下記の通りである。</p> <p><感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ○感染症発生・まん延時における国・都道府県の総合調整権限等の強化 ○情報基盤の整備 ○感染症発生・まん延時に対応する医療機関等との協定の締結及び確実な医療等の提供 ○感染症対策物資等の確保 <p><予防接種法関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ○機動的なワクチン接種に関する体制の整備等 <p><検疫法関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ○検疫所長等による入国者等に対する情報の提出の求め ○検疫手続中の感染拡大防止の指示 ○入国後の居宅等待機の実効性確保 <p><医療法関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ○感染症対応等を行う医療チームの法定化 ○病床の特例許可への条件等付与 ○医薬品等の供給不安時における製造販売業者からの報告徴収

直接的な費用の把握	<p>【遵守費用】 医療機関等、匿名感染症関連情報・匿名予防接種等関連情報の提供を受けた者、感染症対策物資等の事業者、医療関係者等について、事務費用(医療関係者について、検体採取・ワクチン接種に係る事務の発生等)や体制整備の費用(医療機関等について協定等に基づく医療提供体制整備等)の発生が考えられる。</p> <p>【行政費用】 国及び都道府県等について、新たな事務(国の総合調整事務等)の発生や費用負担(国が都道府県に思弁する費用への補助等)の発生等が考えられる。</p>
直接的な効果(便益)の把握	<p>必要な保健・医療分野の対応力強化を図ることで、新たな感染症の発生及び全国かつ急速なまん延から国民の生命及び健康を守るという便益は、各種規制によりその実効性の担保等を図ることができる。</p>
副次的な影響及び波及的な影響の把握	<p>副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。</p>
費用と効果(便益)の把握	<p>新たな感染症の発生及び全国かつ急速なまん延から国民の生命及び健康を守るという便益は、各種規制により増加する費用を上回る。</p>
代替案との比較	<p>いずれの規制も、代替案と比較の上、採用案が妥当であると考えられる。</p>
その他の関連事項	<p>本内容は、新型コロナウイルス感染症対策本部の決定(6月に方向性、9月に対応の具体策をとりまとめ)等において、必要性などについて言及されている。</p>
事後評価の実施時期等	<p>政府は、この法律の施行後5年後を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>